

青森風力開発株式会社、前田建設工業株式会社「（仮称）横浜町洋上風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年5月25日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）横浜町洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、青森風力開発株式会社、前田建設工業株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県上北郡横浜町
- ・ 原動力の種類 : 風力（洋上）
- ・ 出 力 : 最大80,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 2月26日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年 5月11日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成30年 5月25日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742（直通）

青森風力開発株式会社、前田建設工業株式会社
「(仮称)横浜町洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

- ① 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、風力発電設備の設置位置等について実現可能な事業計画を検討し、改変を想定していない範囲を除外すること。計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- ② 本事業の事業実施想定区域と事業区域が重複している他の風力発電事業について、対象事業実施区域の重複を回避するよう当該風力発電事業者と協議・調整を継続的にを行い、適切な環境影響評価を行うこと。
- ③ 対象事業実施区域の設定に当たっては、環境影響評価の適切な実施等により環境保全と両立した事業の円滑な実施の観点から、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」によりゾーニングを検討している青森県との情報共有、意見交換等を積極的に実施し、得られた有益な知見等を適切に事業内容に反映させること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、本事業者及び他事業者による複数の風力発電所が稼働中、建設中又は環境影響評価手続中であることから、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影、鳥類並びに景観等に対する累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に関するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。また、これらの検討に当たっては、関係行政機関等の意見を十分勘案し、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3)事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5)最新の知見の反映

水の濁り、水中音の発生、基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在による付着生物等による影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、調査、予測及び評価の実施、本事業の計画並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。

2. 各論

(1)騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、沿岸付近の住居の近隣に風力発電設備等が設置される場合には、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、沿岸付近の住居の近隣に風力発電設備等が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への

影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、ガン・カモ類及びハクチョウ類の渡り経路となっている可能性が高い。また、同区域周辺においては、希少猛禽類であるオジロワシの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害による鳥類への重大な影響が懸念される。したがって、鳥類の種ごとに高度も含めた飛翔の痕跡を客観的に把握するため、専門家等からの助言を踏まえつつ、時期、時間帯、回数、地点等を含む適切な調査方法による調査を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

(4) 海生生物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、多様な生物相を有すること等から、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年4月環境省)及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成 28 年4月環境省)に選定されている。また、同区域には、アマモ場等の藻場が確認されており、本事業の実施により水の濁り等によるこれらの藻場等に生息・生育する海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場等を中心とした海生生物の生息場所及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、水の濁り等による海生生物への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、藻場等の改変を回避又は極力低減するとともに、工事中における水の濁りによる藻場等の海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

また、基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在による付着生物等並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海生生物への影響等について、必要に応じて最新の知見を踏まえた適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置を講ずるとともに、影響に関するモニタリング等を実施すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、「砂浜海岸海水浴場」等の主要な眺望点が存在しており、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。